

## 第6 その他の試験



# 1 浄水薬品規格試験

## (1) 試験品目及び試験項目数

ポリ塩化アルミニウム (検体数 12)

検査項目	試験方法
外観	JWWA K 154:2016
比重 (20℃)	
酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	
塩基度	
pH値 (10g/L溶液)	
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	
カドミウム及びその化合物	
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
鉄及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判定	規格に適合

次亜塩素酸ナトリウム (検体数 4)

検査項目	試験方法
有効塩素	JWWA K 120:2008-2
外観	
密度 (比重) (20℃)	
遊離アルカリ	
臭素酸	
塩素酸	
塩化ナトリウム	
判定	規格に適合

濃硫酸 (検体数 6)

検査項目	試験方法
性状	JWWA K 134:2005
硫酸分	
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (最大注入率50mg/L)
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
鉄及びその化合物	
判定	規格に適合

水酸化ナトリウム (検体数 6)

検査項目	試験方法
外観	JWWA K 122:2005
水酸化ナトリウム (NaOH)	
塩化ナトリウム (NaCl)	
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (最大注入率100mg/L)
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判定	規格に適合

粉末活性炭（ウェット炭）（検体数 1）

検査項目	試験方法
ABS価	JWWA K 113:2005-2
pH値（1%懸濁液の浸出液）	
塩化物	
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	
乾燥減量	
ふるい残分（ふるい目開き75μm）	
臭気物質吸着能（2-MIB価）	JWWA K 113:2005-2 参考IV
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン （最大注入率200mg/L）
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
亜鉛及びその化合物	
銅及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判定	

粉末活性炭（ドライ炭）（検体数 6）

検査項目	試験方法
ABS価	JWWA K 113:2005-2
pH値（1%懸濁液の浸出液）	
塩化物	
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	
乾燥減量	
ふるい残分（ふるい目開き75μm）	
臭気物質吸着能（2-MIB価）	JWWA K 113:2005-2 参考IV
カドミウム及びその化合物	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン （最大注入率200mg/L）
水銀及びその化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
六価クロム化合物	
亜鉛及びその化合物	
銅及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ニッケル及びその化合物	
アンチモン及びその化合物	
判定	

## (2) 試験結果

本年度は上記のとおり実施し、全ての検体が規格に適合した。

## (3) 製造次亜塩素酸ナトリウム試験

以下の試験方法で試験を実施し、問題はなかった。

品目	試験方法
製造次亜塩素酸ナトリウム	JWWA K 120:2008-2

## 2 ウイルス実態調査

### (1) 調査対象

ノロウイルス、エンテロウイルス及びアデノウイルス

### (2) 調査試料

多摩川、江戸川、荒川、相模川各水系から取水する主要な大規模浄水場の原水及び浄水<sup>(注1)</sup>

### (3) 調査方法

平成19年5月14日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「ノロウイルスの検出法について」(食安監発第0514004号)<sup>(注2)</sup>に準じて、リアルタイムPCRで測定した。

### (4) 調査頻度

各浄水場につき、夏期(6月から9月まで)及び冬期(12月から翌年1月まで)に1回ずつ

### (5) 調査結果

夏期及び冬期における、各ウイルスの検出値は、全ての浄水場の原水及び浄水でいずれも定量下限未満であった。(表VI.2.1、表VI.2.2)

表VI.2.1 本年度夏期調査結果

(単位) コピー/L

採水日	試料		ノロウイルス	エンテロウイルス	アデノウイルス
7/9	1 急系	原水	<430	<430	<700
		浄水	<2	<2	<3
	2 急系	原水	<430	<430	<700
		浄水	<2	<2	<3
6/30	原水		<430	<430	<700
	浄水		<2	<2	<3
9/10	原水		<430	<430	<700
	浄水		<2	<2	<3
8/13	原水		<430	<430	<700
	浄水		<2	<2	<3
7/1	原水		<430	<430	<700
	浄水		<2	<2	<3

表VI. 2. 2 本年度冬期調査結果

(単位) コピー/L

採水日	試料		ノロウイルス	エンテロウイルス	アデノウイルス	
12/8	東村山	1 急系	原水	<430	<430	<700
			浄水	<2	<2	<3
		2 急系	原水	<430	<430	<700
			浄水	<2	<2	<3
12/2	小作	原水	<430	<430	<700	
		浄水	<2	<2	<3	
1/26	長沢	原水	<430	<430	<700	
		浄水	<2	<2	<3	
1/6	金町	原水	<600	<600	<970	
		浄水	<2	<2	<3	
12/22	朝霞	原水	<480	<480	<780	
		浄水	<2	<2	<3	

(注1) 原水の検水量は 20L、浄水の検水量は 500L である。ただし、夏期 9/10 採水の長沢浄水場浄水の検水量は、458L である。

(注2) 当該通知に準じて、リアルタイム PCR における定量下限を 10 コピー/ウェルとした場合、各ウイルスの定量下限値は以下のとおりである。

ノロウイルス、エンテロウイルス 430 コピー/L (原水)、2 コピー/L (浄水)

アデノウイルス 700 コピー/L (原水)、3 コピー/L (浄水)

ただし、1/6 採水の金町浄水場の試料、12/22 採水の朝霞浄水場の試料の定量下限値はそれぞれ以下のとおりである。

金町浄水場

ノロウイルス、エンテロウイルス 600 コピー/L (原水)、2 コピー/L (浄水)

アデノウイルス 970 コピー/L (原水)、3 コピー/L (浄水)

朝霞浄水場

ノロウイルス、エンテロウイルス 480 コピー/L (原水)、2 コピー/L (浄水)

アデノウイルス 780 コピー/L (原水)、3 コピー/L (浄水)

### 3 放射性物質測定結果

(1) 測定項目

以下の3種類の放射性物質の測定を実施した。

- ア 放射性ヨウ素 131
- イ 放射性セシウム 134
- ウ 放射性セシウム 137

(2) 測定地点、検査頻度等

本年度に実施した放射性物質の測定地点、検査頻度等に関して、原水については表VI.3.1に、浄水については表VI.3.2に示した。

(3) 結果概要

- ア 原水（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）  
全測定地点において不検出（検出限界値 表VI.3.1 参照）
- イ 浄水（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）  
全測定地点において不検出（検出限界値 表VI.3.2 参照）

表VI.3.1 本年度放射性物質測定地点等（原水）

	名称	水系	検査 頻度	検出限界値 <sup>(注1)</sup> (Bq/kg)		
				I-131 <sup>(注2)</sup>	Cs-134 <sup>(注2)</sup>	Cs-137 <sup>(注2)</sup>
主要な 大規模 浄水場	金町浄水場	利根川・江戸川水系	週1回	0.5~0.8	0.4~0.9	0.6~1
	朝霞浄水場	利根川・荒川水系				
	小作浄水場	多摩川水系				
	東村山浄水場	利根川・荒川水系 多摩川水系				
	長沢浄水場	相模川水系				
その他の 大規模 浄水場(所)	三郷浄水場	利根川・江戸川水系	月1回	0.5~0.8	0.4~0.9	0.5~1
	三園浄水場	利根川・荒川水系				
	境浄水場	多摩川水系				
	砧浄水場	多摩川水系(伏流水)				
	砧下浄水所	多摩川水系(伏流水)				
多摩地区 浄水施設等	19 浄水施設 <sup>(注3)</sup>	表流水、伏流水 浅井戸	月1回	0.5~0.9	0.4~1	0.5~1

表VI.3.2 本年度放射性物質測定地点等（浄水）

	名称	水系	検査 頻度	検出限界値 <sup>(注1)</sup> (Bq/kg)		
				I-131 <sup>(注2)</sup>	Cs-134 <sup>(注2)</sup>	Cs-137 <sup>(注2)</sup>
主要な 大規模 浄水場	金町浄水場	利根川・江戸川水系	毎日	0.5～1	0.4～1	0.5～1
	朝霞浄水場	利根川・荒川水系				
	小作浄水場	多摩川水系				
	東村山浄水場	利根川・荒川水系 多摩川水系				
	長沢浄水場	相模川水系				
その他の 大規模 浄水場(所) (注3)	三郷浄水場	利根川・江戸川水系	月1回	0.4～0.8	0.4～0.9	0.5～1
	三園浄水場	利根川・荒川水系				
	境浄水場	多摩川水系				
	砧浄水場	多摩川水系(伏流水)				
	砧下浄水所	多摩川水系(伏流水)				
多摩地区 浄水施設等	19 浄水施設 <sup>(注3)</sup>	表流水、伏流水 浅井戸	月1回	0.5～0.9	0.4～1	0.5～1
	28 浄水施設 <sup>(注4)</sup>	深井戸	3か月 に1回	0.6～1	0.5～1	0.6～1

(注1) 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいう。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動する。

(注2) I-131は放射性ヨウ素131、Cs-134は放射性セシウム134、Cs-137は放射性セシウム137

(注3) 多摩地区等（19浄水施設）

表流水 戸倉浄水所、乙津浄水所、深沢浄水所、氷川浄水所、ひむら浄水所、日原浄水所、大丹波浄水所、棚澤浄水所及び小河内浄水所

伏流水 高月浄水所、日向和田浄水所、千ヶ瀬第二浄水所、沢井第一浄水所、二俣尾浄水所、御岳山浄水所及び成木浄水所

浅井戸 上石原配水所、上代継浄水所及び大久野浄水所

(千ヶ瀬第一浄水所、沢井第二浄水所及び杉並浄水所は、停止中のため測定を行っていない。)

(注4) 多摩地区（28浄水施設）

深井戸 暁町浄水所、元本郷浄水所、富士見第三浄水所、立川栄町浄水所、上連雀給水所、三鷹新川給水所、府中武蔵台浄水所、若松給水所、府中南町給水所、仙川配水所、原町田浄水所、滝の沢給水所、野津田浄水所、梶野配水所、小川給水所、大坂上浄水所、多摩平給水所、三沢浄水所、国分寺北町給水所、国立中給水所、谷保給水所、福生武蔵野台給水所、南沢給水所、桜ヶ丘配水所、大丸浄水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所及び箱根ヶ崎浄水所

(子安浄水所、柴崎給水所、富士見第一浄水所、立川砂川給水所、幸町給水所、深大寺給水所、上水南給水所、南平配水所、東恋ヶ窪配水所、和泉本町給水所、上北台給水所、滝山給水所、中藤配水所、落合配水所、坂浜配水所及び芝久保給水所は、停止中のため測定を行っていない。)

## 4 PFHxS測定結果

表VI.4.1 区部の浄水場（所）の水質検査結果（PFHxS：令和2年度実施）

(単位：ng/L)

施設名称	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
金町浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
三郷浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
三園浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
東村山浄水場	1急系	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	2急系	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
小作浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
境浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
砧浄水場	7	<5	6	<5	7	<5	7	5
砧下浄水所	8	6	8	<5	8	6	7	5
長沢浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表す。

表VI.4.2 区部の給水栓水（蛇口）の水質検査結果（PFHxS：令和2年度実施）

(単位：ng/L)

区	給水栓No.	代表浄水場（所）	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
文京区	1	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
品川区	2	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
大田区	3	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	4	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5
	5	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	23	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5
世田谷区	6	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5
	7	長沢浄水場、砧下浄水所	<5	<5	<5	<5
	8	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	9	長沢浄水場、砧下浄水所	<5	<5	<5	<5
	10	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
北区	11	砧下浄水所、朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	12	朝霞浄水場、三園浄水場	<5	<5	<5	<5
渋谷区	18	三園浄水場	<5	<5	<5	<5
	13	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
港区	14	三郷浄水場、朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	22	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
目黒区	15	朝霞浄水場、長沢浄水場	<5	<5	<5	<5
豊島区	16	朝霞浄水場、三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
千代田区	36	朝霞浄水場、三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
板橋区	17	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
練馬区	19	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	20	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
杉並区	21	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	24	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
中野区	25	朝霞浄水場、三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	38	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
新宿区	26	朝霞浄水場、三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	27	朝霞浄水場、三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
中央区	28	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	43	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	47	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
葛飾区	29	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	35	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
江東区	30	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	32	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	44	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	45	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
墨田区	31	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	37	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
江戸川区	33	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	34	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
足立区	39	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	41	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	46	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
荒川区	40	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
台東区	42	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表す。

表VI.4.3 多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFHxS) 濃度の推移 原水

単位: µg/L

市町	浄水所等	令和2年度 4~6月	令和2年度 7~9月	令和2年度 10~12月
八王子市	元本郷浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	暁町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	子安浄水所	停止中	停止中	停止中
	高月浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
立川市	柴崎浄水所	停止中	停止中	停止中
	富士見第一浄水所	停止中	停止中	停止中
	富士見第三浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	立川砂川浄水所	停止中	停止中	停止中
	立川栄町浄水所	0.013	0.013	0.015
三鷹市	上連雀浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	三鷹新川浄水所	表VI.4.4参照	<0.005	<0.005
青梅市	日向和田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	千ヶ瀬第一浄水所	停止中	停止中	停止中
	千ヶ瀬第二浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第二浄水所	停止中	停止中	停止中
	二俣尾浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	御岳山浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
府中市	成木浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	幸町浄水所	停止中	停止中	停止中
	府中武蔵台浄水所	0.16	0.14	0.15
	若松浄水所	0.040	0.024	0.039
調布市	府中南町浄水所	表VI.4.4参照	<0.005	<0.005
	上石原浄水所	0.015	0.019	0.017
	仙川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深大寺浄水所	停止中	停止中	停止中
町田市	原町田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	野津田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	滝の沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
小金井市	上水南浄水所	停止中	停止中	停止中
	梶野浄水所	停止中	<0.005	0.005
小平市	小川浄水所	0.080	表VI.4.4参照	表VI.4.4参照
日野市	大坂上浄水所	0.007	0.007	0.007
	多摩平浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	三沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	南平浄水所	停止中	停止中	停止中
国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	停止中	停止中	停止中
	国分寺北町第二浄水所	0.13	0.12	0.12
国立市	国立中浄水所	0.035	0.040	0.04
	谷保浄水所	0.012	0.013	0.014
福生市	福生武蔵野台浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
狛江市	和泉本町浄水所	停止中	停止中	停止中
東大和市	上北台浄水所	停止中	停止中	停止中
東久留米市	南沢浄水所	0.005	0.005	0.005
	滝山浄水所	停止中	停止中	停止中
武蔵村山市	中藤配水所	停止中	停止中	停止中
	桜ヶ丘浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
多摩市	落合浄水所	停止中	停止中	停止中
	大丸浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
稲城市	坂浜浄水所	停止中	停止中	停止中
	上代継浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
あきる野市	戸倉浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	乙津浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
西東京市	芝久保浄水所	停止中	停止中	停止中
	保谷町浄水所	0.012	<0.005	表VI.4.4参照
	西東京栄町浄水所	<0.005	0.009	<0.005
瑞穂町	箱根ヶ崎浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
日の出町	大久野浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
奥多摩町	氷川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	ひむら浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	日原浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	大丹波浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	棚澤浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	小河内浄水所	<0.005	<0.005	<0.005

&lt;0.005 は定量下限値未満を示す。

斜体は参考値である。

表VI.4.4 多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFHxS) 濃度の推移 原水

単位：μg/L

市町	三鷹市	府中市	小平市	西東京市	
令和2年度	浄水所等	三鷹新川 浄水所	府中南町 浄水所	小川浄水所	保谷町浄水所
		4月	<0.005	<0.005	
	6月	<0.005	<0.005		
	7月			0.13 0.073	
	8月			0.063	
	9月			停止中	
	10月			停止中	
	11月			0.063	0.013
	12月			0.061	0.013

<0.005 は定量下限値未満を示す。

※小川浄水所は7月に測定を2回行った。  
斜体は参考値である。

表VI.4.5 多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFHxS) 濃度の推移 浄水

単位: µg/L

市町	浄水所等	令和2年度 4~6月	令和2年度 7~9月	令和2年度 10~12月
八王子市	元本郷浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	暁町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	子安浄水所	停止中	停止中	停止中
	高月浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
立川市	柴崎浄水所	停止中	停止中	停止中
	富士見第一浄水所	停止中	停止中	停止中
	富士見第三浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	立川砂川浄水所	停止中	停止中	停止中
	立川栄町浄水所	0.008	0.005	0.014
三鷹市	上連雀浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	三鷹新川浄水所	表VI.4.6参照	<0.005	<0.005
青梅市	日向和田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	千ヶ瀬第一浄水所	停止中	停止中	停止中
	千ヶ瀬第二浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第二浄水所	停止中	停止中	停止中
	二俣尾浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	御岳山浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	成木浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
府中市	幸町浄水所	停止中	停止中	停止中
	府中武蔵台浄水所	0.016	<0.005	0.016
	若松浄水所	0.009	0.007	0.007
	府中南町浄水所	表VI.4.6参照	<0.005	<0.005
調布市	上石原浄水所	0.007	0.009	0.008
	仙川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深大寺浄水所	停止中	停止中	停止中
町田市	原町田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	野津田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	滝の沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
小金井市	上水南浄水所	停止中	停止中	停止中
	梶野浄水所	停止中	<0.005	<0.005
小平市	小川浄水所	0.011	表VI.4.6参照	表VI.4.6参照
日野市	大坂上浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	多摩平浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	三沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	南平浄水所	停止中	停止中	停止中
国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	停止中	停止中	停止中
	国分寺北町第二浄水所	0.013	0.013	0.014
国立市	国立中浄水所	0.010	0.012	0.011
	谷保浄水所	0.005	0.005	0.006
福生市	福生武蔵野台浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
狛江市	和泉本町浄水所	停止中	停止中	停止中
東大和市	上北台浄水所	停止中	停止中	停止中
東久留米市	南沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	滝山浄水所	停止中	停止中	停止中
武蔵村山市	中藤配水所	停止中	停止中	停止中
	桜ヶ丘浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
多摩市	落合浄水所	停止中	停止中	停止中
	大丸浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
稲城市	坂浜浄水所	停止中	停止中	停止中
	上代継浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
あきる野市	戸倉浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	乙津浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	芝久保浄水所	停止中	停止中	停止中
西東京市	保谷町浄水所	0.009	0.014	表VI.4.6参照
	西東京栄町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	箱根ヶ崎浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
日の出町	大久野浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
奥多摩町	氷川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	ひむら浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	日原浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	大丹波浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	棚澤浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	小河内浄水所	<0.005	<0.005	<0.005

<0.005 は定量下限値未満を示す。

斜体は参考値である。

表VI.4.6 多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFHxS) 濃度の推移 浄水

単位：μg/L

市町	三鷹市	府中市	小平市	西東京市	
浄水所等	三鷹新川 浄水所	府中南町 浄水所	小川浄水所	保谷町浄水所	
	4月	<0.005	<0.005		
	6月	<0.005	<0.005		
	7月			0.013 0.012	
	8月			0.007	
	9月			停止中	
	10月			停止中	
	11月			<0.005	
	12月			0.008 0.007	
	令和2年度				

<0.005 は定量下限値未満を示す。

※小川浄水所は7月に測定を2回行った。  
斜体は参考値である。

表VI.4.7 多摩の浄水所のPFHxS検査結果（令和3年1～2月実施）

市町	浄水所No.	浄水所等	原水	浄水
日野市	44	多摩平浄水所	<5	<5
	45	大坂上浄水所	6	<5
	46	三沢浄水所	<5	<5
	47	南平浄水所	停止中	停止中
国分寺市	48	東恋ヶ窪浄水所	停止中	停止中
	49	国分寺北町第二浄水所	95	7
国立市	50	国立中浄水所	34	8
	51	谷保浄水所	12	5
西東京市	52	芝久保浄水所	停止中	停止中
	53	保谷町浄水所	12	7
	54	西東京柴町浄水所	<5	<5
福生市	55	福生武蔵野台浄水所	<5	<5
	56	和泉本町浄水所	停止中	停止中
東大和市	57	上北台浄水所	停止中	停止中
	58	南沢浄水所	<5	<5
東久留米市	59	滝山浄水所	停止中	停止中
	60	中藤配水所	停止中	停止中
武蔵村山市	61	桜ヶ丘浄水所	<5	<5
	62	落合浄水所	停止中	停止中
稲城市	63	大丸浄水所	<5	<5
	64	坂法浄水所	停止中	停止中
	65	上代継浄水所	<5	<5
	66	戸倉浄水所	<5	<5
あきる野市	67	深沢浄水所	<5	<5
	68	乙津浄水所	<5	<5
瑞穂町	69	箱根ヶ崎浄水所	<5	<5
	70	大久野浄水所	<5	<5
日の出町	71	氷川浄水所	<5	<5
	72	ひむら浄水所	<5	<5
	73	日原浄水所	<5	<5
	74	大丹波浄水所	<5	<5
	75	棚瀬浄水所	<5	<5
	76	小河内浄水所	<5	<5
奥多摩町				

<5：検査結果が定量下限値である5 ng/L未満であることを表す。  
 停止中：浄水所が停止しているため、主に東村山浄水場、小作浄水場の水が給水されている。

市町	浄水所No.	浄水所等	原水	浄水
八王子市	12	高月浄水所	<5	<5
	13	元本郷浄水所	<5	<5
	14	子安浄水所	停止中	停止中
	15	睦町浄水所	<5	<5
	16	柴崎浄水所	停止中	停止中
立川市	17	富士見第一浄水所	停止中	停止中
	18	富士見第三浄水所	<5	<5
	19	立川砂川浄水所	停止中	停止中
	20	立川栄町浄水所	13	12
三鷹市	21	上連雀浄水所	<5	<5
	22	三鷹新川浄水所	<5	<5
	23	日向和田浄水所	<5	<5
	24	千ヶ瀬第一浄水所	停止中	停止中
青梅市	25	千ヶ瀬第二浄水所	<5	<5
	26	二俣尾浄水所	<5	<5
	27	沢井第一浄水所	<5	<5
	28	沢井第二浄水所	停止中	停止中
	29	御岳山浄水所	<5	<5
	30	成木浄水所	<5	<5
府中市	31	府中武蔵台浄水所	停止中	停止中
	32	若松浄水所	33	7
	33	幸町浄水所	停止中	停止中
	34	府中南町浄水所	<5	<5
調布市	35	深大寺浄水所	停止中	停止中
	36	上石原浄水所	16	8
	37	仙川浄水所	<5	<5
町田市	38	滝の沢浄水所	停止中	停止中
	39	原町田浄水所	<5	<5
	40	野津田浄水所	<5	<5
	41	権野浄水所	6	<5
小金井市	42	上水南浄水所	停止中	停止中
	43	小川浄水所	57	9

表VI.4.8 多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFHxS) 濃度の推移 給水栓水 (蛇口)

単位: µg/L

市町	浄水所等	令和2年度 4~6月	令和2年度 7~9月	令和2年度 10~12月
八王子市	元本郷浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	曉町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	子安浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	高月浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	橋原給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	狭間給水所	<0.005	<0.005	<0.005
立川市	北野給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	柴崎浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	富士見第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	富士見第三浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	立川砂川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	立川栄町浄水所	0.009	0.007	0.009
	砂川中部浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	西砂第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
三鷹市	西砂第二浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	上連雀浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
青梅市	三鷹新川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	日向和田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	千ヶ瀬第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	千ヶ瀬第二浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第一浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	沢井第二浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	二俣尾浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	御岳山浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
府中市	成木浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	根ヶ布給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	幸町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	府中武蔵台浄水所	0.015	0.014	0.015
	若松浄水所	0.012	0.007	0.009
調布市	府中南町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	上石原浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	仙川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
町田市	深大寺浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	原町田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	小野路給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	野津田浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	滝の沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	聖ヶ丘給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	大船給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	鎌水小山給水所	<0.005	<0.005	<0.005
小金井市	上水南浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	梶野浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
小平市	小川浄水所	0.009	表VI.4.9参照	表VI.4.9参照
日野市	大坂上浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	多摩平浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	三沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	南平浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	程久保給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	東村山市	美住給水所	<0.005	<0.005
国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	0.012	0.012	0.013
	国分寺北町第二浄水所	0.012	0.012	0.012
国立市	国立中浄水所	0.005	<0.005	<0.005
	谷保浄水所	<0.005	0.006	0.005
福生市	福生武蔵野台浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
狛江市	和泉本町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
東大和市	石畑給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	上台北浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
清瀬市	清瀬旭が丘浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
東久留米市	南沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	滝山浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
武蔵村山市	中藤配水所	<0.005	<0.005	<0.005
多摩市	桜ヶ丘浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	落合浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
稲城市	大丸浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	坂浜浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
あきる野市	上代継浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	戸倉浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	乙津浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	深沢浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
八王子市	東浅川給水所	<0.005	<0.005	<0.005
西東京市	芝久保浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	保谷町浄水所	0.008	0.009	表VI.4.9参照
	西東京栄町浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
瑞穂町	箱根ヶ崎浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
日の出町	大久野浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	文化の森給水所	<0.005	<0.005	<0.005
八王子市	南大沢給水所	<0.005	<0.005	<0.005
	唐木田配水所	<0.005	<0.005	<0.005
奥多摩町	氷川浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	ひむら浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	日原浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	大丹波浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	棚瀬浄水所	<0.005	<0.005	<0.005
	小河内浄水所	<0.005	<0.005	<0.005

<0.005 は定量下限値未満を示す。

水道水中のPFHxSに関する基準等：令和3年4月1日より「要検討項目（目標値なし）」に追加。それ以前は、なし。斜体は参考値である。

表VI.4.9 多摩の浄水所における有機フッ素化合物（PFHxS）濃度の推移 給水栓水（蛇口）

単位：μg/L

市町		小平市	西東京市
令和2年度	浄水所等	小川浄水所	保谷町浄水所
	4月		
	6月		
	7月	0.013 0.009	
	8月	0.005	
	9月	<0.005	
	10月	<0.005	
	11月	0.006	0.009
	12月	0.005	0.009

<0.005 は定量下限値未満を示す。

※小川浄水所は7月に測定を2回行った。

水道水中のPFHxSに関する基準等：令和3年4月1日より「要検討項目（目標値なし）」に追加。それ以前は、なし。  
斜体は参考値である。

表VI.4.10 多摩の給水栓水（蛇口）のPFHxS検査結果（令和3年1～2月実施）

市町	給水栓No.	浄水所等	検査結果
八王子市	48	元本郷浄水所	<5
	49	膳町浄水所	<5
	50	子安浄水所	<5
	51	高月浄水所	<5
	52	橿原給水所	<5
	53	柴間給水所	<5
	54	北野給水所	<5
	117	東浅川給水所	<5
	124	南大沢給水所	<5
	125	唐木田配水所	<5
	55	柴崎浄水所	<5
	56	富士見第一浄水所	<5
57	富士見第三浄水所	<5	
58	立川砂川浄水所	<5	
59	立川栄町浄水所	9	
60	砂川甲部浄水所	<5	
61	西砂第一浄水所	<5	
62	西砂第二浄水所	<5	
63	上連雀浄水所	<5	
64	三鷹新川浄水所	<5	
65	日向和田浄水所	<5	
66	千ヶ瀬第一浄水所	<5	
67	千ヶ瀬第二浄水所	<5	
68	沢井第一浄水所	<5	
69	沢井第二浄水所	<5	
70	二俣尾浄水所	<5	
71	御岳山浄水所	<5	
72	成木浄水所	<5	
73	根ヶ布給水所	<5	
74	幸町浄水所	<5	
75	府中武蔵台浄水所	<5	
76	若松浄水所	11	
77	府中樽町浄水所	<5	
78	上石原浄水所	<5	
79	山川浄水所	<5	
80	深大寺浄水所	<5	
81	原町田浄水所	<5	
82	小野路給水所	<5	
83	野津田浄水所	<5	
84	瀧の沢浄水所	<5	
85	聖ヶ丘給水所	<5	
86	大船給水所	<5	
87	鱧水小山給水所	<5	

  

市町	給水栓No.	浄水所等	検査結果
小金井市	88	上水南浄水所	<5
	89	梶野浄水所	<5
	90	小川浄水所	<5
小平市	91	大坂上浄水所	<5
	92	多摩平浄水所	<5
	93	三沢浄水所	<5
日野市	94	南平浄水所	<5
	95	程久保給水所	<5
	96	美住給水所	<5
東村山市	97	東恋ヶ窪浄水所	7
	98	国分寺北町第二浄水所	6
国立市	99	国立中浄水所	5
	100	谷保浄水所	<5
福生市	101	福生武蔵野台浄水所	<5
狛江市	102	和泉木町浄水所	<5
東大和市	103	石畑給水所	<5
	104	上北台浄水所	<5
清瀬市	105	清瀬旭が丘浄水所	<5
東久留米市	106	鶴沢浄水所	<5
	107	滝山浄水所	<5
武蔵村山市	108	中藤配水所	<5
多摩市	109	桜ヶ丘浄水所	<5
	110	落合浄水所	<5
稲城市	111	大丸浄水所	<5
	112	坂浜浄水所	<5
	113	上代瀬浄水所	<5
あきる野市	114	戸倉浄水所	<5
	115	乙津浄水所	<5
	116	深沢浄水所	<5
西東京市	118	芝久保浄水所	<5
	119	保谷町浄水所	8
	120	西東京栄町浄水所	<5
瑞穂町	121	箱根ヶ崎浄水所	<5
日の出町	122	大久野浄水所	<5
	123	文化の森給水所	<5
	126	永川浄水所	<5
奥多摩町	127	ひむら浄水所	<5
	128	日原浄水所	<5
	129	大井波浄水所	<5
	130	棚澤浄水所	<5
	131	小河内浄水所	<5

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表す。  
 給水エリア：給水エリアに書かれている浄水所等が停止している場合は主に東村山浄水場、小作浄水場の水を給水している。